

大函城

2022

9/29 (木) 4296号

全港湾
西成分会

2647-6647-4447

朝夕涼しくなり、長袖の人が少なくなってきた。
もう10月で、今年も3ヶ月になった。

気候の変化に身体がなかなかついていかなくて
苦勞するが、3兆以上もある細胞一つ一つが秋の
涼しさ、寒さに切りかえしていくには、少し時ゆも
かかるのかもしれません。季節の変わり目の
体調不良には、気をつけたい事です。

10/3 (土)からは臨時国会のようで、5万円の証や物価
高、インフレ対策、田中氏で日本経済の先行き、
貝原通じたたたない現状など話されるのだろう。
中国は10/16から党の大会、アメリカは1/8か中国の
総選挙も。国内分断で、内戦や新南北戦争も
心配される政治情勢のようです。米中対立、
米中分断ですが、アメリカは、半導体など軍事がらみ
は、包囲するが、他の物は、しっかり中国と貿易した、
とがいう。米中関係は、日本人には理解できない深い、
経過と関係がある。アメリカ大陸横断鉄道の西側
(カリフォルニア側)からの幹道は、425万人の中国の労働者
が現場で働き、明治2年(1869年)に完成している。
日本人のアメリカ理解は、それから2年後、1871
年、2人、3人と留学などのアメリカ理解なので、その頃から
アメリカ理解は中国にまけていいるのが現実だと思います。

10/1から社会保険の適用が段階的に拡大！従業員数101人以上の企業は要チェック

・従業員の安心を支える厚生年金保険や健康保険などの社会保険。従業員数501人以上の企業では、正社員だけでなく、一定の要件を満たすパートやアルバイトなどの短時間労働者についても社会保険の加入が義務となっています。この社会保険の適用が段階的に拡大され、令和4年(2022年)10月からは、従業員数101人以上500人以下の企業についても一部のパートやアルバイトの方の社会保険の加入が義務化されます。平成28年(2016年)の制度の改正によって、従業員数が501人以上の企業においては、正社員だけでなく、一定の要件を満たすパートやアルバイトなどの短時間労働者も、社会保険への加入が義務となっています。今般、年金法の改正により、令和4年(2022年)。

令和4年10月からの短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用の拡大

対象	要件	平成28年10月～(現行)	令和4年10月～(改正)	令和6年10月～(改正)
事業所	事業所の規模	常時500人超	常時100人超	常時50人超
	労働時間	1週の所定労働時間が20時間以上	変更なし	変更なし
短時間労働者	賃金	月額88,000円以上	変更なし	変更なし
	勤務期間	継続して1年以上使用される見込み	継続して2カ月を超えて使用される見込み	継続して2カ月を超えて使用される見込み
	適用除外	学生ではないこと	変更なし	変更なし

短期のパート労働者にも健康保険・厚生年金の加入の義務付けを進める厚労省。旦那の扶養家族で保健加入している主婦層では損得があって評価半々。きつい内容もあります。